特定非営利活動法人このはな桜記念芸術文化振興会

定　　款

平成２５年１２月２４日定款作成
平成　　年　　月　　日会社成立

特定非営利活動法人このはな桜記念芸術文化振興会定款

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人このはな桜記念芸術文化振興会という。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を東京都渋谷区上原2丁目１番１１号ローレル上原３０１に置く。

（目　的）

第3条　この法人は、一般の人々に対して芸術文化振興に関する事業を行い、消えゆく恐れのある日本を含め世界の古来の芸術文化を維持継承することをもって公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 芸術の振興事業

(2) 文化の振興事業

第2章　会　員

（種　別）

第6条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を援助するために入会した個人および団体

(入　会)

第7条　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(入会金および会費)

第8条　会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条　会員が次の各号のひとつに該当したときはその資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、また会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退　会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第11条 会員が当定款の他当法人の規則に違反したとき、またはこの法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたときは、総会の決議によりこれを除名することができる。ただし、会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第3章　役　員

(種別および定数)

第13条 この法人に、理事3人、監事1人、の役員を置く。

2.　理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任し、理事長および副理事長は理事の互選とする。

2. 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることはできない。
3. 役員のうち、それぞれについてその配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることはできない。
4. 監事は理事またはこの法人の職員を兼務することはできない。

(職　務)

第15条 理事長はこの法人を代表しその業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成しこの定款の定め及び総会又は理事会の議決にもとづいてこの法人の業務を執行する。
4. 監事は、理事の業務執行の状況、この法人の財産の状況を監査し、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会または所轄庁に報告する。また、監事は上記の報告をするために必要がある場合に理事に意見を述べることや総会を招集することができる。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。また、補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解　任)

第18条 役員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合、または職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合、総会の決議により当該役員を解任することができる。ただし、役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会 議

（種 別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 解散における残余財産の帰属

(8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第４項の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資 産

（構 成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（区 分）
第39条　この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管 理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章 会 計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会において報告しなければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	鈴木　哲也
副理事長	鳩山　靖弘
副理事長	沖本　和也
監　事	宮川　好

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２３年１２月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２２年９月３０日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　正会員　（個人・団体）０円
　　賛助会員（個人・団体）０円

(2) 年会費　　正会員　（個人・団体）３，０００円
　　賛助会員（個人・団体）一口１０，０００円（一口以上）

